

計画策定経過

年度	月日	協議会	親グループワーク	プロジェクトチーム	子ども家庭課
平成 20 年度	1月				山県市子育て支援に関する意向調査実施
平成 21 年度	5月12日		第1回親グループ会議	第1回プロジェクトチーム会議	
	5月18日	第1回次世代育成支援対策協議会(子育て支援に関する意向調査結果)			
	7月14日		第2回親グループ会議	第2回プロジェクトチーム会議	
	7月24日	第2回次世代育成支援対策協議会(前期計画の評価、現状と課題)			
	8月				事業目標量を県に報告
	9月10日		第3回親グループ会議	第3回プロジェクトチーム会議	
	9月28日	第3回次世代育成支援対策協議会(後期計画の目標、目標事業量)			
	11月17日		第4回親グループ会議	第4回プロジェクトチーム会議	
	12月21日	第4回次世代育成支援対策協議会(行動計画の原案検討)			
	1月26日		第5回親グループ会議	第5回プロジェクトチーム会議	
	2月上旬				計画書案作成 計画書(案)HP公開 意見聴取
	2月22日	第5回次世代育成支援対策協議会 (計画書案の検討と修正、決定)			
	3月下旬				計画の公表

山県市次世代育成支援対策組織設置要綱

(設置)

第1条 山県市における次世代育成支援の総合的な構想を策定するため、山県市次世代育成支援対策協議会(以下「協議会」という。)及び山県市次世代育成支援対策プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)を設置する。

(協議会の所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第8条に規定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)の策定、推進及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、法の目的を達成するために必要であると市長が認めること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 医療関係者
- (4) 保育園・学校関係者
- (5) 主任児童委員
- (6) 地域団体代表者
- (7) 住民代表
- (8) 行政関係者
- (9) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、5年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させてその説明又は意見を聴くことができる。

5 会長は、計画進行管理・評価チームを設置することができる。

(プロジェクトチームの所掌事務)

第6条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行動計画原案作成のための基礎研究作業
- (2) 行動計画原案の作成及び調整
- (3) 行動計画の推進及び調整

(プロジェクトチームの組織)

第7条 プロジェクトチームは、チームリーダー及びチーム員をもって組織する。

- 2 チームリーダーは、保健福祉部子ども家庭課長が指名する職員をもって充て、チーム員は、関係各課から選出された職員をもって充てる。
- 3 プロジェクトチームは、必要に応じて部会を置くことができる。

(チームリーダーの職務)

第8条 チームリーダーは、チームの会務を総理する。

(プロジェクトチームの会議)

第9条 プロジェクトチームの会議は、チームリーダーが必要があると認めたときに開催する。

- 2 会議の議長は、チームリーダーをもって充てる。
- 3 チームリーダーは、必要があると認めたときは、チーム員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会及びプロジェクトチームの庶務は、保健福祉部子ども家庭課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会又はプロジェクトチームの運営について必要な事項は、それぞれ会長又はチームリーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月16日から施行する。

附 則(平成17年7月27日告示第60号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年5月8日告示第65号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

山県市次世代育成支援対策協議会委員名簿

会長 副会長

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	林 陽子	中部学院大学 子ども学部長
市議会議員	村瀬伊織	厚生委員長
医療関係者	森 誠二	もりこどもクリニック院長
保育園・学校関係者	正木光彦	校長会代表(大桑小学校長)
	桑原信子	高富保育園長
	小澤弘之	はなぞの北幼稚園長
地域団体代表者	神谷 勝	商工会青年部長
	小谷 登	子育て支援ネットワーク協議会長
	洞ノ口一伸	親グループワーク代表
	金森誠人	小中学校 PTA 代表
	小池君香	子育て支援サポーターリーダー
住 民 代 表	江崎かえで	親グループワーク副代表
	島戸知子	親グループワーク副代表
	山田茂子	子育て支援者
行政関係者	渡辺桂子	岐阜労働局雇用均等室長
	兼松美智夫	山県警察署生活安全課長
	平野洋子	岐阜保健所健康増進課長
	恩田 健	教育委員会事務局長
	笠原秀美	福祉事務所長

山県市次世代育成支援対策親グループワーク員名簿

代表/副代表	区 分	氏 名	備考
	小中学校 PTA 代表	吉田安孝	西武芸小学校
代 表	高等学校 PTA 代表	洞ノ口一伸	
	保育園保護者代表	関谷ちさよ	富岡保育園
	保育園保護者代表	木村 泉	富波保育園
	小学校保護者代表	川島亜也	伊自良南小学校
副代表	小学校保護者代表	江崎かえで	乾小学校
副代表	子育て中の親	島戸知子	親代表
	子育て中の親	信田佳代子	親代表
	子育て中の親	水谷勝彦	職 員
	子育て中の親	部田典子	職 員
	子育て中の親	若井 悟	
	子育て中の親	伊藤洋子	高富保育園
	子育て中の親	山内祐子	富岡保育園
	子育て中の親	宮崎奈帆子	伊自良保育園
	子育て中の親	佐村奈美	伊自良保育園
	子育て中の親	荒深理絵	西武芸保育園
	子育て中の親	杉山加洋子	西武芸保育園

山県市次世代育成支援対策プロジェクトチーム員名簿

	課 名	職	氏 名	備 考
チームリーダー	子ども家庭課	課長補佐	土井義弘	保育園、児童福祉、地域福祉
チーム員	秘書広報課	主任	堀 菜穂	市職員人事・服務・福利厚生、特定事業主行動計画
	総務課	主任	山口真理	男女共同参画、次世代育成、総合計画
	企画財政課	主任	高橋豊和	企画調整
	生活環境課	課長補佐	山本敏広	環境教育
	社会福祉課	主査	奥村公敏	地域福祉
	子ども家庭課	所長	長野眞澄	子育て支援センター
		係長	加藤法子	母子保健
		係長	桐山初子	母子福祉、児童虐待防止
	健康課	主査	井上久美子	健康山県 21 計画
	産業振興課	主任	部田典子	労働対策
	都市計画課	主査	山田浩司	公園緑地整備及び管理
	警防課	係長	横山吉繁	救急救助
	学校教育課	課長補佐	日置智夫	学校教育
生涯学習課	主任	長屋和幸	青少年育成	

保健福祉部 子ども家庭課 次世代育成支援担当

役職等	氏 名
課 長	棚橋和良
課長補佐	土井義弘
係 長	桐山初子
係 長	加藤法子

教育委員会 生涯学習課 次世代育成支援担当

役職等	氏 名
課長補佐	横山美由紀